

滋賀県立琵琶湖文化館壁画「舍利供養」移設業務にかかる公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、滋賀県立琵琶湖文化館壁画「舍利供養」移設業務の契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

滋賀県立琵琶湖文化館壁画「舍利供養」移設業務

(2) 業務内容

滋賀県立琵琶湖文化館壁画「舍利供養」移設業務委託仕様書のとおり。

(3) 契約期間

契約日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

3 予定価格

46,886,000 円（消費税および地方消費税を含む。）

※各年度の支払金額の上限は下記のとおりとし、各年度の上限を超える金額の支払いは行わない。

令和 7 年度 14,668,000 円

令和 8 年度 32,218,000 円

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿（本公告の日において最新のもの）において、登録業種「建築附帯工事」の対応許可業種「建築一式工事」に登録されている者のうち、県内に主たる営業所を有する者または、県外業者であって県内営業所を有する者。
- (5) 本公告日の前日から起算して前 15 年以内の期間に、国指定または滋賀県指定の文化財修理工事（解体・仮設工事を除く）を施工した実績を有すること（公告日の前日までに引渡し完了したものに限る）
- (6) 令和 7 年 12 月 1 日（月）に実施する説明会に参加した者であること。

5 日程

公募開始（公告、実施要領等の HP 掲載）	令和 7 年（2025 年）11 月 14 日（金）
プロポーザル説明会	令和 7 年（2025 年）12 月 1 日（月）
質問受付期限	令和 7 年（2025 年）12 月 2 日（火）
質問に対する回答期限	令和 7 年（2025 年）12 月 5 日（金）午後 0 時

プロポーザル参加表明書提出期限	令和 7 年（2025 年）12 月 5 日（金）午後 5 時（必着）
企画提案書等提出期限	令和 7 年（2025 年）12 月 16 日（火）
審査会の開催	令和 7 年（2025 年）12 月 17 日（水）（予定）
審査結果通知の発送	令和 7 年（2025 年）12 月 18 日（木）頃

6 実施要領等の交付

（1）交付場所および問合せ先

滋賀県文化スポーツ部文化財保護課

文化財活用推進・新文化館開設準備室

〒520-8577 大津市京町四丁目 1－1 （滋賀県庁新館 3 階）

TEL：077-528-4681 E-mail：bunkatsu@pref.shiga.lg.jp

（2）交付期間

令和 7 年（2025 年）11 月 14 日（金）～令和 7 年（2025 年）12 月 16 日（火）

午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

（3）交付方法

県ホームページからダウンロード（下記アドレス）または、上記(1)に示す場所において交付する。

（URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/itaku/346976.html>）

郵送による交付は行わない。

7 プロポーザル説明会の開催

（1）開催日時

令和 7 年（2025 年）12 月 1 日（月）午後 1 時～3 時

（2）開催場所

滋賀県立琵琶湖文化館（大津市打出浜地先）

（3）参加申込

事前の参加申込不要。当日、午後 12 時 50 分までに集合のこと。

8 質問の受付および回答

（1）受付期間

令和 7 年（2025 年）11 月 14 日（金）～令和 7 年（2025 年）12 月 2 日（火）午後 5 時まで

（2）提出方法

「質問書」（様式 1）に必要事項を記載の上、電子メールにて提出すること。

電子メールのタイトルは、「【琵琶湖文化館壁画「舍利供養」移設業務委託質問】（商号または名称〇〇）」

とし、電子メール送信後に、必ず、質問書を送信した旨を文化財保護課文化財活用推進・新文化館開設準備室（以下、当室とする）に電話で連絡すること。

（3）提出先

「15 書類の提出先および問合せ先」に同じ。

（4）質問に対する回答の方法

質問に対する回答は順次、県ホームページ（下記アドレス）に掲載する。なお、質問に対する回答は、本実施要領等を補完するものとする。

URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/itaku/346976.html>

9 公募型プロポーザル参加表明書の提出

プロポーザルに参加する者は必ず提出すること。

（１）提出期限

令和 7 年（2025 年）12 月 5 日（金）午後 5 時（必着）

- ・ 持参による場合は午前 9 時から午後 5 時までとする。（土曜日、日曜日および祝日を除く。）
- ・ 郵送による場合は、提出期間内に滋賀県庁に到着した場合に限り受け付ける。

（２）提出方法

持参または郵送（簡易書留）にて提出期限までに提出すること。なお、郵送で公募型プロポーザル参加表明書を提出した場合は、必ずその旨を当室に電話で連絡すること。

（３）提出先

「15 書類の提出先および問合せ先」に同じ。

（４）提出書類および提出部数等

提出書類および提出部数等は以下のとおりとする。

公募型プロポーザル参加表明書（様式 2）1 部

本実施要領「4 参加資格（５）」に記載の下記の要件（※）を満たすことを確認できる書類。

※ 本公告日の前日から起算して前 15 年以内の期間に、国指定または滋賀県指定の文化財修理工事（解体・仮設工事を除く）を施工した実績を有すること（公告日の前日までに引渡しが完了したものに限り）

（５）その他

- ・ 公募型プロポーザル参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 7 年（2025 年）12 月 16 日（火）午後 5 時までに辞退届（任意様式）を提出すること。

10 企画提案書等の提出

公募型プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書および、下記 10－（５）～（７）に基づいて提出書類を作成し、提出すること。

（１）提出資格

プロポーザル説明会に参加し、公募型プロポーザル参加表明書を提出した者に限る。

（２）提出期限

令和 7 年（2025 年）12 月 16 日（火）午後 5 時（必着）

- ・ 持参による場合は午前 9 時から午後 5 時までとする。（土曜日、日曜日および祝日を除く。）
- ・ 郵送による場合は、提出期間内に滋賀県庁に到着した場合に限り受け付ける。

（３）提出方法

持参または郵送（簡易書留）にて提出期限までに提出すること。なお、郵送で提出した場合は、必ずその旨を当室に電話で連絡すること。

(4) 提出先

「15 書類の提出先および問合せ先」に同じ。

(5) 企画提案書等提出書（様式3 提出部数：1部）

- ・提出年月日、商号または名称、代表者職・氏名、担当者連絡先を記載し、押印すること。
- ・「社会政策推進関係の評価項目についての報告」に該当する場合には、該当項目に○を記入し、それを確認できる資料を添付してください。

(6) 企画提案書7部（提出部数：正本1部、副本6部）

- ① 企画提案書の表紙については、各様式（正本表紙（様式4-1）・副本表紙（様式4-2））に必要事項のみを記載すること。

※ 正本にのみ、商号または名称、代表者職・氏名、担当者連絡先を記載の上、押印すること。副本（6部）には、審査の公正を期すため、社名等の記載や会社名が類推されるロゴマーク等の記載を行わないこと。

- ② 企画提案書は、様式を定めた下記③の記載項目を除き、任意様式とするが、原則としてA4版（縦横自由、カラー印刷、片面印刷、文字サイズ10.5ポイント以上、用紙左上をホッチキス止め）とする。枚数の制限は設けない。言語は日本語とする。

③ 様式を定める提出書類

ア) 過去15年間の類似業務の実績（様式5）

過去15年間に、大型の漆喰土壁の移設（小舞下地から取り外さずに移設したもの）や、漆喰壁面の修理、壁面移設の事前調査に実績を有する場合は、その実績の概要を記載するとともに、契約書の写しを提出すること。

イ) 業務実施体制（様式6）

業務を担当する各職長については、所属、役職・氏名を記載のうえ、選定保存技術保存団体の研修修了の有無、および文化財保存修理の経歴等を記載すること。

主任技術者・現場代理人は、企画提案書の提出者の企業に所属する者とする。なお、主任技術者・現場代理人は兼ねることができる。

ウ) 配置予定技術者の経歴等（様式7）

主任技術者と現場代理人の氏名、所属・役職、業務に係る所有技術資格および、過去15年間に従事した国指定・滋賀県指定文化財建造物の保存修理工事の経歴等を記載すること。

④ 任意様式の提出書類

エ) 業務スケジュールについて

今回の委託業務の実施工程表を提示すること。

オ) 壁面取り外し作業での設置作業

壁面の安全な取り外しについて、図面等を用いて、具体的な手順を提示すること。

カ) 壁面の補強・梱包作業

壁面輸送や設置を安全に行うための、適切な補強・梱包手法を提示すること。

キ) 輸送用架台搬出に伴う琵琶湖文化館の部分解体・復旧作業

作業期間中の琵琶湖文化館への第三者の侵入防止や防犯のための具体的措置を提示すること。

作業に伴う騒音や粉じん飛散に対して、適切な措置を提示すること。

ク) 新しい琵琶湖文化館での設置作業

壁画を安全に設置台へ据え付けるための具体的な手順を提示すること。

ケ) 壁画取り付け金具等（壁画側の受け金具を含む）

設置後の安全を考慮した取り付け金具等を提示すること。

コ) 独自提案

壁画移設をより安全に進めていく上で、効果的な手法などを提示すること。

(7) 見積書（任意様式 提出部数：正本1部・副本6部）

- ・滋賀県知事 三日月 大造あての見積書を提出すること。
- ・正本のみ、所在地、商号または名称、代表者職・氏名を記載し、押印すること。（審査の公平を期するため、副本にはこれらを記載しないこと。）
- ・見積書は、仕様書の定める業務内容ごとに区分して記載するなどの方法により、各種経費や消費税等の内訳を明確に記載するとともに、企画提案書の見積額と整合させること。

11 審査および契約予定者の決定方法

(1) 契約予定者の決定方法

滋賀県文化スポーツ部文化財保護課が設置する審査会（委員4名）において、参加者から提出された企画提案書の内容を下記（2）の審査基準に基づき審査する。予定価格の制限の範囲内において、総合点が最も高かったものを該当業務の契約予定者とする。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししない。

(2) 審査基準

別紙1「滋賀県立琵琶湖文化館壁画「舍利供養」移設業務委託 審査基準」のとおり。

(3) 審査会日程

令和7年（2025年）12月17日（水）（予定）

(4) 結果の通知

審査結果は、企画提案書等の提出者全員に別途通知する。

12 契約予定者選定後

- (1) 契約予定者に選定した者と、業務の内容や経費等について協議を行い、協議が調った場合に契約を締結する。なお、審査会の意見等に基づき、仕様を一部変更する場合がある。
- (2) 契約予定者に選定した者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させる。なお、この場合は、次順位の者を契約予定者として、協議を行うことがある。

13 失格

次の各号に該当した場合、失格になるので注意すること。

- (1) 企画書提案書等の提出期限に遅れた場合
- (2) 企画書提案書等の提出書類に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合

- (3) 企画書提案書等の提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

14 注意事項

- (1) 参加者は、企画提案書等の提出をもって、本実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- (2) 本プロポーザルに関連して、参加者より提出を受ける全ての書類や資料の所有権は県にあるものとし、返却しない。なお、提出された企画提案書等の記載事項について、県が参加者に無断で他の目的に使用することは無い。
- (3) 企画提案書等の作成に生じた経費および参加にかかる経費は、全て参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等を受理した後の内容の変更（加筆、訂正、差し替え等）は認めない。
- (5) 県は、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。
- (6) 参加者から提出された企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (7) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、または参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。

15 書類の提出先および問合せ先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県文化スポーツ部文化財保護課

文化財活用推進・新文化館開設準備室

(担当：大橋・北原)

TEL：077-528-4681 FAX：077-528-4833

E-mail：bunkatsu@pref.shiga.lg.jp

滋賀県立琵琶湖文化館壁画「舍利供養」移設業務委託

審査基準

No.	審査項目		評価内容	評価点
1	提案内容 (65点)	業務のスケジュール	・業務全体のスケジュールは具体的かつ実現性のある提案となっているか。	10
2		壁画取り外し作業での設置作業	・壁画の安全な取り外しについて、具体的な提案となっているか。	10
3		壁画の補強・梱包作業	・壁画輸送や設置を安全に行うための、適切な補強・梱包の方針が提案されているか。	10
4		輸送用架台搬出に伴う琵琶湖文化館の部分解体・復旧作業	・作業期間中の琵琶湖文化館への第三者の侵入防止や防犯について適切な対策が提案されているか。 ・作業に伴う騒音や粉じん飛散に対する適切な措置が提案されているか。	10
5		新しい琵琶湖文化館での設置作業	・壁画を安全に設置台へ据え付けるための具体的な提案がされているか。	10
6		壁画取り付け金具等（壁画側の受け金具を含む）による設置方法	・設置後の安全を考慮した取り付け金具等による設置方法が提案されているか。	5
7		独自提案	・壁画移設を安全に進めていく上で、効果的と考えられる独自提案があるか。	10
8	業務実績 (10点)	過去15年間の類似業務の実績	・過去15年間に、大型の漆喰土壁の移設（小舞下地から取り外さずに移設したもの） ・漆喰壁画の修理・壁画移設の事前調査に実績を有するか。	10
9	業務遂行能力 (9点)	業務実施体制	・業務を円滑かつ確実に実施できる体制が確保されているか。 県と十分な意思疎通が図られる体制が確保されているか。	9
10	経済性 (10点)	見積価格の評価	・予定価格に対する提案価格の割合により5段階評価とする。 80%未満 10点 80%以上85%未満 8点 85%以上90%未満 6点 90%以上95%未満 4点 95%以上 1点 100%を超える場合 失格	10
11	県内業者 (1点)	県内に本店または本社を有する企業であるか		1
12	社会政策 (5点)	①「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。また、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		1
13		②高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。		1
14		③障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ア)障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている。 イ)障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者を雇用している。 ウ)「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 エ)障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。		1
15		④「滋賀県女性活躍推進企業」の認定を受けているか。または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		1
16		⑤環境マネジメントシステムのいずれかの認証・登録を受けているか。 ア)国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 イ)一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ウ)特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 エ)一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証		1
合 計				100